

第 23 期第 2 回（令和 7 年度第 2 回）
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和 7 年 6 月 12 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

【委員会】

- 1 開催日時 令和 7 年 6 月 12 日（木） 午後 1 時 00 分
- 2 開催場所 山口市滝町 1 番 1 号 山口県庁 10 階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和 7 年 6 月 9 日（月）

5 通知した議題

(1) 議 題

- 第 1 号議案 浮きはえ縄漁業の禁止について（委員会指示更新）
- 第 2 号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
- 第 3 号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶり）に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 第 4 号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期限について（諮問）

(2) 報告事項

- 報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和 7 年度通常総会の結果について
- 報告事項イ 令和 7 年度漁期における山口県小型機船底びき網漁業と大分県姫島たこつぼとの操業調整について
- 報告事項ウ さんまに関する令和 7 管理年度における漁獲可能量変更に伴う目安数量の変更について

6 出席者

(委員：13 名)

森友 信、三浦 忠、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、大谷 誠、松浦 栄一郎、市川 秀次、渡壁 勝則、小林 亨、原田 博之

(県及び事務局)

水産振興課	生産振興班	主査 主任	吉田 剛 國森 拓也
	漁調調整取締班	主査 技師 技師	枝廣 直樹 竹川 陽菜 大谷 拓也
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主任	山根 知樹
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
下関水産振興局		主査	神尾 豊

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 浮きはえ縄漁業の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案のとおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 特定水産資源（まさば及びごまさば対馬暖流系群、ぶり）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期限について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

(2) 報告事項

報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常総会の結果について事務局から報告を受けた。

報告事項イ 令和7年度漁期における山口県小型機船底びき網漁業と大分県姫島たこつぼとの操業調整について事務局から報告を受けた。

報告事項ウ さんまに関する令和7管理年度における漁獲可能量変更に伴う目安数量の変更について水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

魚津事務局長

定刻となりましたので、ただいまから令和7年度 第2回 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、13名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

それでは、開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆様、本日は令和7年度、第2回の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先日、山口市内で開催された、全国海区漁業調整委員会連合会の総会は無事、盛況のうちに終えることができました。

総会では、長谷 元・水産庁長官を講師にお招きし、「これからの海区漁業調整委員会について」と題した講演をしていただきました。

その中で、長谷講師から、「海や社会の環境は、今後も激変が予想されることから、漁業調整委員会が、次世代を担う若者の声に耳を傾け、随時、規制を見直していく必要がある」とのお話をいただきました。

私としても、山口県の水産業の発展に寄与できるよう、力を尽くしていきたいと考えていますので、皆様方におかれましても、引き続き、ご協力をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

魚津事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき、「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。
今回は、三浦副会長と小林委員さんをお願いします。
よろしいでしょうか。

両委員 はい。

森友会長 それでは第1号議案「浮きはえ縄漁業の禁止について」事務局から説明をお願いします。

石田書記 事務局の石田と申します。

議題について、座って説明させていただきます。

お配りしている資料の1ページをご覧ください。

第1号議案「浮きはえ縄漁業の禁止について」、経緯から説明させていただきます。

この浮き延縄という漁法は、はえ縄の仕掛けを海底に固定せず、潮流に任せて広範囲を流しながら魚を釣るものであり、昭和60年頃にふぐ狙いの漁法として、県内に広まってきました。

ただ、この漁法は小型のふぐが漁獲され、資源の有効利用上好ましくないことや、漁具の移動により、他種漁業の操業に支障がでることから、

昭和 61 年、ふぐ狙いの浮き延縄に関しては、委員会指示により禁止されることとなりました。

その後、伊予灘西部海域において、大分県の漁船がたちうお浮きはえ縄と称して、ふぐ浮きはえ縄と同様な漁具、漁法で操業を行うようになり、内海東部地区から当該漁業についても禁止するよう要望が出されました。

要望を受けて、当委員会はたちうお浮きはえ縄を禁止する方向で、各共励会の意見を聴いた結果、全ての浮きはえ縄を禁止すべきとの意見であったことから、ふぐに限らず、浮き延縄を全面禁止とする委員会指示を発出することが決定されました。

その後、平成 13 年に指示の有効期間を 1 年から 3 年に変更し、現在に至っています。

平成 17 年以降、大分県漁船による当該委員会指示違反が相次ぎ、その都度、委員会の申請に基づき知事命令を発出しています。

知事命令を受けた漁船の中では、知事命令違反として送致された事例もあります。

次のページに委員会指示の案を記載しております。

指示する内容としましては、「浮きはえ縄漁具を使用して、浮きはえ縄漁業を営んではならない。」とする漁業の禁止であり、制限する海域は、「山口県瀬戸内海海区」です。

指示の有効期間は、「令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日まで」になります。事務局からの説明は以上になります。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 他にご意見等がなければ、第 1 号議案の諮問について、原案のとおり委員会指示を更新することとしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 全員異議なしと認めます。第 1 号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

続いて、第 2 号議案は「山口県資源管理方針の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

藤井書記 事務局の藤井と申します。
資料の 3 ページをお開きください。

第2号議案について、令和7年6月3日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

内容は、水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

水産振興課生産振興班の吉田と申します。それでは、第2号議案、山県資源管理方針の一部改正ということで説明をさせていただきます。

座って説明します。失礼します。資料のですね、4ページ目をお開きください。

山口県の資源管理方針の一部改正ということで、この度、諮問をさせていただきたいということでございます。

内容といたしましては、改正漁業法においてですね、持続的に水産資源を利用しようということで、資源管理のですね、方針を大きく変えたというものでございまして、その内容としましては、いわゆる漁獲量の管理を基本として資源管理をしていきたいと思いますということになったというものでございます。

その資源管理を、TAC管理を基本とするということに伴いまして、国においてですね、資源管理基本方針というものを定めて、都道府県においてはですね、国の方針に即して都道府県の資源管理方針を定めるということになってございます。

その中にはですね、魚ごと、資源ごとにですね、その基本方針の中で色々と目標などを定めて、それに基づいて資源管理をしっかりしていきましようという形に漁業法が改正されて、運用していくことになったということがありまして、この度ですね、特定水産資源、TAC管理で資源管理をしていまいましようという魚種のうち、マサバ対馬暖流系群とゴマサバ東シナ海系群の一部修正と、それに加えて、2の(2)でございませうけれども、国においてですね、ブリについてTAC管理の対象魚種に指定したということになりましたので、それに即してですね、県の方針を変えるというものでございます。

ちょっと具体的に説明をさせていただきますと、4ページの2の特定水産資源でございませうけれども、まずマサバ対馬暖流系群、ゴマサバ東シナ海系群でございませうけれども、こちらについてはですね、ゴマサバの東シナ海系群という名称が、この度ですね、国の方でゴマサバ対馬暖流系群という形に変更になったことから、県の方のですね、方針も名称を修正すると、そういった変更でございませう。

続いてですね、ブリでございませうけれども、ブリにつきましては、国の方でですね、ブリをTAC魚種に指定しようということで調整を進められておりまして、令和ですね、6年3月に開催されたステークホルダー会合におきまして、この度ブリがTAC対象魚種に指定されたということから、県においてもですね、県の方針においても、ブリをTAC魚種として指定するというものでございます。

ブリの資源管理につきましては、資料のですね、6 ページ目、7 ページ目を見ていただければと思うんですけども、従来から魚種ごとに TAC 管理をしていくと、魚種ごと、系群ごとに TAC 管理をしていくという形で進められているところがございますけども、ブリについてはですね、1 魚種 1 系群という形で TAC 管理を進めるということから、様々なですね、地域によってブリの盛漁期が異なるというような状況でございます。従来はですね、系群ごとの管理をするにあたっては、管理年度はですね、1 つに統一して進めるという形になってございますけども、北の方と南の方では盛漁期が異なるということからですね、管理年度を 2 月から 3 月グループと 7 月から 6 月グループの 2 つに分けて管理することになってございます。

で、TAC 魚種のですね、指定については、もうすでにですね、国の方で 4 月から運用が始まっているところがございますけれども、本県についてはですね、管理期間も 7 月から 6 月のグループ、B グループという形で進められている、グループに入って管理をするということになっていることからですね、この 7 月から管理するという形で進められておりました。今回ですね、この 7 月から始まる管理に向けて、この委員会の中でですね、ブリを TAC の県方針においても、対象魚種にするということをご諮らさせていただくものでございます。

残りのですね、TAC 管理については、この 7 月から進めるという形で調整しているところがございますけども、県内ではですね、ブリの漁業をやられてる方々、いろんな漁種にいらっしゃるからですね、県内ではですね、調整も滞りなく進めているところがございます。現場の調整にあたってはですね、9 ページ目以降のですね、資料に基づいて説明をしているところがございます。

簡単に説明しますとですね、資源管理の方法が大きく変わったということで、ブリにおいてもですね、この TAC 管理を始めという話が 1 ページ目に書いておりました。11 ページ目においてはですね、仮にですね、TAC 管理が始まるんですけども、ステップアップ管理という形で新たに TAC 管理を進める魚種については、すぐにですね、厳しい漁獲量管理をするのではなくて、ステップアップ管理という形で、まずはですね、漁獲報告の体制を整備することで、漁獲報告だけ義務化をして、仮にですね、漁獲量を上回っても、このステップアップ管理期間中はですね、最後、停止命令等の厳しい措置を行わないという形で、それに加えてですね、11 ページの下にありますとおり、ブリの資源状況は比較的安定しているということで、令和 5 年のですね、全国の漁獲量は 8.8 万トンのところを、ブリの漁獲量、漁獲枠はですね、全国で 10.1 万トンという形で進められておりました。今の資源状況ではですね、厳しい管理は直ちに行われられないという風な形でですね、現場の方には説明しているところがございます。

第3号議案について、令和7年6月3日付けで山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

内容は水産振興課から説明をお願いします。

藤井書記

すいません、引き続き、生産振興班の吉田から、第4号議案、第3号議案ですね、説明をさせていただきます。

それでは、説明させていただきます。

資料のですね、25ページ目をお開きください。

吉田主査

先ほど申し上げましたとおり、改正漁業法においてですね、資源管理の基本は、TAC管理、漁獲量管理によるということになったところがございます。

今現在ですね、TAC対象種となっていますマサバ、ゴマサバの対馬暖流系群に加えてですね、今回、ブリについては、この7月からですね、管理年度が始まるということになっております。

で、管理年度がですね、始まる前には、国からですね、示された、国からはですね、30、29ページがサバ類で、31ページにブリの漁獲量が通知されているところがございますけれども、この通知された漁獲量についてですね、山口県内でどのように配分するかということを諮問する必要がございます。

25ページにお戻りいただいて、国の方からですね、配分されたものを県内のですね、実情に応じて、漁獲実績などに応じてそれぞれの漁業種類に配分するという形を県の資源管理方針の中で規定しているところがございますけれども、その方針に基づいて、配分するにあたっては、委員会に諮問することになってございますので、諮らせていただくというものでございます。

内容の方についてはですね、26ページを開いていただきたいと思います。

まず、サバ類についてはですね、都道府県、山口県に割り当てられた2,600トンのうち、中型まき網漁業については全体の8割をですね、配分するという形に県のですね、資源管理方針の中に規定されておりますので、その規定に基づいて8割を配分で、その他漁業についてはですね、現行水準という形で配分させていただきたいというものでございます。

ブリについてはですね、国の方から10万1000トンという形で示されております。

この10万1000トンというのは、山口県の漁獲枠ではなくてですね、残りについては、ちょっと先ほど説明もありましたけれども、ステップアップ管理という形で、今、ステップワンのですね、カテゴリーにつけられております。

で、ステップワンの管理についてはですね、個別に関係都道府県に漁

獲枠を割り当てるのではなくて、系群全体で管理する、ブリの場合は日本全国の漁獲枠でまずは管理してみるという形になってございますので、今回はですね、山口県は全国の10万1000トンの漁獲枠の内数で管理するという形になってございます。

ですので、漁獲枠についてもですね、10万1000トンの内数で、知事管理区分については、山口県ぶり漁業で管理をすることで資源管理方針に規定しておりますので、山口県ぶり漁業に10万1000トンの内数で管理するという形で設定をさせていただきたいなと思います。

続いてですね、3番目の付帯決議という形で1点諮らせていただきたいと思います。

地域ของですね、管理区分別の漁獲配分、サバ類で言うとですね、知事管理区分の中型まき網とその他漁業については、こちらにですね、変更があった場合はですね、適宜、委員会の方にですね、諮問をすることになってございます。

具体的にはですね、毎年度のことなんですけども、サバ類のですね、漁獲量に応じて、国の方がですね、留保枠という形で、漁場のばらつきとかですね、そういったものに対応するために余裕枠を設けておまして、そこからですね、適宜配分して、管理年度終わりにはですね、当初2,600トンからですね、通常は3000トン程度、400トン程度ですね、増えた形で管理年度を終えるというような運用をしているところでございます。

本来であればですね、その国の留保枠などから追加配分をもらった場合はですね、その都度ですね、委員会に諮問することになってございませけども、そういった手続きの間にですね、山口県の中の漁獲枠を超過するということが想定されますので、漁獲枠がですね、増えた場合においては、委員会の方にですね、事後報告をさせていただきたいという内容の付帯決議を、併せてですね、毎管理年度取っておりますので、併せてですね、その旨もご承認いただきたいというものでございます。

それでですね、今回のですね、諮問については、当初申し上げたとおり、国からですね、この令和7年の7月から始まる、ブリとですね、サバ類についての山口県の知事管理漁獲可能量の設定ということと、付帯決議についてですね、諮らせていただきました。

よろしく願いいたします。

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

森友会長

-----質問等なし。-----

ございませんでしょうか。

意見がないようですので、知事からの諮問に対して「特に異議はない」旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

森友会長

-----異議なしの声-----

異議なしと認めます。第3号議案は特に異議はないと答申することとします。

森友会長 続きまして、第4号議案「新規の許可又は起業の認可および許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

事務局の藤井と申します。資料の33ページをご覧ください。

第4号議案について、令和7年5月28日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

藤井書記 内容は水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課の大谷です。座って説明させていただきます。

大谷書記 お手元資料の34ページをお開きください。新規の許可または起業の認可をするときは、制限措置や申請期間を定めて公示しなければならないと規定されております。

本日は、県内の漁業許可に係るものについて1件、説明させていただきます。

まず1番、たい、はも、あなごはえ縄についてご説明させていただきます。こちらは、田布施支店の方から要望があがっているものになります。許可又は起業の認可を受ける船舶の数は2隻、船舶の総トン数5トン未満、推進機関の馬力数定めなし、操業区域は山口県内海、操業時期は1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格は、山口県瀬戸内海側に根拠地を有するものとしております。

2番、許可又は起業の認可をすべき期間については、令和7年6月13日から令和7年7月12日までの一か月としております。

3番、許可の有効期間についてですけれども、許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日に合わせることでしております。

つづいて、許可の条件についてですけれども、余白となっております。説明は以上になります。

ただいま説明がありましたが、委員の皆様、ご意見ご質問はございませんか。

森友会長

-----質問等なし。-----

ないようであれば、知事からの諮問に対して「特に異議はない」旨の答申をすることとしてよろしいでしょうか。

森友会長

-----異議なしの声-----

異議なしと認めます。第4号議案は「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

森友会長

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会令和7年度通常総会の結果について」、事務局より報告をお願いします。

水産振興課の枝廣です。

すみません、こちらに座っていますけど、事務局の立場で説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

枝廣書記

先月の5月12日ですけれども、山口市グランドホテルの方で全漁連の通常総会が開催されております。

出席者ですけれども、来賓としまして、水産庁管理調整課の中村室長ほか、一般財団法人東京水産振興会の長谷理事、こちら元水産庁長官でございます。で、あと全国の海区会長、委員、事務局職員、当海会からは8名ですね、皆さんにご出席をいただいております、総勢121名の出席者となっております。

4番の議題及び結果ですけれども、山口県での開催ということでございましたので、森友会長に議長を務めていただいております。

第1号議案、令和6年度事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案の承認についてでございますけれども、こちらは原案どおりで承認されております。

第2号議案、令和7年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について、こちらについても原案どおりで承認されております。

第3号議案、協議事項ということで、中央要望活動について審議をされておりますけれども、ご覧の7項目を国の方へ要望していくということで、異議なく承認されております。

第4号議案、次期通常総会の開催日でございますけれども、来年度は東京都で開催することが決定しております。

第5号議案、役員を選出についてですけれども、こちら、原案どおりで新役員が選出されておまして、全漁連の会長としまして本県の日本海海区の中島会長が新たに選出されておまして、この2年間、全漁連の会長として務めるということが決定しております。

次の36ページをご覧ください。5番の表彰ですけれども、委員歴10年以上の委員9名、事務局職員歴10年以上の事務局職員1名が表彰さ

れておりまして、日本海海区の若林委員と当海区の竹本委員が表彰されてございます。

6番の講演ですけれども、東京水産振興会の長谷理事の方から、これからの海区漁業調整委員会についてをテーマとして、講演がなされております。

7番の視察ですけれども、翌日の5月13日に、防府地方卸売市場におきまして、日本海海区の中島会長の方から施設概要等の説明がなされたほか、道の駅の潮彩市場防府ですとか、防府天満宮の方で見学が行われておりまして、この道の駅潮彩市場防府においては、河内山委員にです、ね、底びきの取り組みについての質疑対応を行っていただいております。報告は以上です。

ただ今、説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質疑等なし。-----

森友会長

よろしいでしょうか。

でしたら、続いて、報告事項イ「令和7年度漁期における山口県小型機船底びき網漁業と大分県姫島たこつぼとの操業調整について」事務局より報告をお願いします。

森友会長

事務局の石田から説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料の37ページをご覧ください。

石田書記

こちらの操業調整については、平成22年に周防灘の3県共通海域において、本県の底びき網と姫島のたこつぼとの漁場競合が発生したことを端緒に、以降、毎年、河内山委員に主体となっていただいで、姫島と操業調整を実施しているものでございます。

今年度も4月から5月にかけて、河内山委員が姫島との操業調整を実施されております。

結果としましては、従前から姫島と交わしている申し合わせを、昨年度とほぼ同じ内容で妥結しております。

今回、その主な交渉ということで、資料の四角で囲ったところになりますけれども、姫島側から次の2つの要望が出されております。

まず1点目が、姫島からの距岸12,000mの西側において、北緯33度50分の線を基準に、線より南側を8月15日まで操業させてほしいというものであり、2点目が、1点目の要望が認められない場合、上記基準線を北緯33度49分とし、線より南側を8月15日まで操業させてほしいというふうなものになります。

拡大の要望区域は、次のページの下部に掲載している地図の、斜線で

記している場所になります。

この海域は令和5年8月に、姫島が申し合わせ事項に違反して操業していた海域になり、今回の要望を認めれば違反の追認になること、軽微ではあるものの、昨年度も申し合わせ事項からはみ出した海域に姫島のたこつぼが設置されていたことを受け、この2つの要望に対しまして、本県側、河内山委員の方から、いずれの要望も認められない旨回答いただいています。

最終的な申し合わせの内容は、裏面のページ上部にある内容で妥結されています。内容そのものは昨年度とほぼ同じですが、2点ほど変更点があり、該当箇所に下線を引いております。

変更点の1点目は、以前から要望していた、姫島たこつぼの投入が終わった場合、姫島より一番西側と一番沖側の緯度経度を報告する件について、昨年度は申し合わせ事項の中に入れず、別紙で了解の旨を姫島から受けていましたが、今年度は申し合わせ事項の中に入れ込む形となりました。

変更点の2点目としましては、申し合わせの基準線について、参考となる緯度経度を別表としてつけています。

今後について、この申し合わせ事項の遵守状況を見極めまして、必要に応じて、秋に開催を見込んでおります姫島との漁業者交流会で、意見交換をして参りたいと考えております。報告は以上になります。

ただ今説明がありましたか、どなたかご質問はありませんか。
ございませんでしょうか。

森友会長

-----質疑等なし。-----

よろしいですか。

河内山委員、どうもお疲れさまでございました。

今後ともよろしくお願いいたします。

森友会長

それでは報告事項ウ「さんまに関する令和7管理年度における漁獲可能エネルギーに伴う目安数量の変更について」、水産振興課より報告をお願いします。

森友会長

水産振興課生産振興班の國森です。座って説明させていただきます。

資料の41ページをご覧ください。サンマにつきましては、我が国だけではなくて、国際資源ということで、複数の国にまたがって管理するというので、国際的な枠組みの中で漁獲量が設定されるものになっております。

國森主任

先般、令和7年3月に開催された国際会議であります北太平洋漁業委

員会、NPFC の第 9 回年次会合におきまして、サンマの漁獲量、もう少し減らさないといけない取り決めがなされまして、これに伴って、日本全体の TAC が 11 万トンほどだったものが約 9.5 万トンに減少し、1 割ほど減らされたという変更になりました。

で、その結果として、山口県の漁獲量もこの下の表に示したとおり変更になりましたということです。

元々、現行水準でありましたので、現行水準から現行水準にということですので、TAC の変更ということではないのですが、国からですね、参考数量という形で目安数量が示されております。

これが 50 トン未満と示されていたものが、10 トン未満ということに変更になりましたので、その報告ということになります。

1 ページめくっていただいて、42 ページが国からの通知となります。

隣、43 ページ、こちらが過去 10 年間の山口県のサンマの TAC の漁獲枠と漁獲実績となっておりますけれども、もうここ数年 10 トンを超えたことがございませんので、目安数量が 10 トン未満と示されたものの、例年どおりの漁獲であれば、超える心配はほとんどないのかなという風に考えております。報告は以上です。

説明が終わりましたが、どなたかご質問はありますか。

-----質疑等なし。-----

森友会長

では、以上を持ちまして、本日の議題は全て終了しました。

この後、県の方では、新任委員の研修会を開催したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

森友会長

以上で本日の委員会を終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(13:36 終了)

上記のとおり第23期第2回（令和7年度第2回）山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和7年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人